

---

岐 阜 県 警 察  
交 番 ・ 駐 在 所 整 備 指 針

令和5年10月

岐阜県警察

---

## 目 次

1	経緯	1
2	交番・駐在所に係る基本的な考え方	1
	(1) 交番・駐在所の果たす役割	1
	(2) 交番・駐在所の設置	2
	(3) 交番・駐在所の勤務員の仕事	2
3	岐阜県内の交番・駐在所に係る課題	3
	(1) 交番・駐在所数	3
	(2) 駐在所の設置や運用の見直しの必要性	3
	(3) 県内の人口減少・高齢化への対応の必要性	4
	(4) 施設の機能保全・再整備等の必要性	4
4	岐阜県警察における交番・駐在所整備指針	4

# 岐阜県警察交番・駐在所整備指針

## 1 経緯

岐阜県における治安情勢は、令和4年中における刑法犯認知件数が9,654件と、過去最高の認知件数であった平成14年の51,956件の2割以下まで減少しており、また、令和4年中における交通事故件数（人身事故及び物件事故）は64,028件と、過去最高の交通事故件数であった平成12年の93,519件の7割以下まで減少しているなど、数値の上では改善している状況がみられます。

一方で、新たな社会経済活動の基盤であるサイバー空間における脅威が深刻な情勢となっているほか、大規模な自然災害が頻発するなど、警察において、これまでになかった事態に対応する必要性が増しています。また、足元では、少子高齢化が不可逆的・加速度的に進行し、今後、岐阜県内の人口が長期的に減少するとともに、県内の都市部においても、高齢化が急速に進行することが見込まれています。

こうした人口動態により、警察におけるマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題が生じている中、県警察では、県民の皆様に対し、できるだけ公平に、かつ、できる限り手厚く、パトロールその他の警察サービスを提供するという考え方に基づき、住民の居住状況、犯罪・事故等の発生状況等各種指標の現状及び将来予測を踏まえ、交番や駐在所の配置の見直しを中心とした警察力の配分の最適化に努める必要があります。

また、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」（令和5年3月改訂。以下「基本方針」といいます。）に記載されているとおり、今後、高度経済成長期に建設された多くの警察施設が再整備の時期を迎える中において、将来的には、交番・駐在所のみならず、分庁舎や警察署なども含め、県下全体を俯瞰<sup>ふかん</sup>して警察施設の集約化・最適化を図る必要もあります（基本方針63頁）。

こうした情勢を踏まえ、今般、岐阜県警察における地域警察活動の基盤となる交番・駐在所について、今後の在り方を検討することとしたものです。

## 2 交番・駐在所に係る基本的な考え方

### (1) 交番・駐在所の果たす役割

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見や要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っています。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしています。

一方、近年、交番・駐在所の地域警察官が襲撃される事件が相次いでおり、交番・駐在所の施設面での安全対策や警察官の勤務体制を見直すことなどにより、交番・

駐在所が真に地域住民の安全と安心のよりどころとしての役割を果たすための対策の強化が求められています。

また、交番・駐在所は、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件・事故の発生状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものと定められています。岐阜県警察においては、令和5年4月現在、22の警察署がありますが、これらの警察署の管轄区域は、全て交番又は駐在所の所管区でカバーされています。この点を踏まえると、交番・駐在所には、警察施設として事件・事故や災害等が発生した際における警察の初動活動の起点となる役割や、警察署が設置されていない自治体とのパイプ役としての役割もあります。

## (2) 交番・駐在所の設置

交番は、原則として都市部の地域に設置され、交替制の地域警察官により運用するものと定められています。これは、夜間や休日にも事件・事故が発生するような都市部においては、交番に配置された地域警察官が24時間体制で勤務することがイメージされています。交番の中には、地域警察官がパトロール中で交番にいない場合でも来訪者等に対応できるよう、交番相談員という非常勤の職員が配置されているところもあります。

一方、駐在所は、原則として都市部以外の地域に設置され、駐在制の地域警察官により運用するものと定められています。これは、都市部以外においては、駐在所に配置された地域警察官が施設内に居住しながら、昼間帯を中心に勤務することがイメージされています。

### 【地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）】

第15条 交番又は駐在所は、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生の状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとする。

2 交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けるものとする。

第16条 交番は、原則として1当務3人以上の交替制の地域警察官により運用するものとする。

2 駐在所は、原則として1人の駐在制の地域警察官により運用するものとする。

## (3) 交番・駐在所の勤務員の仕事

交番・駐在所の勤務員は、配置された交番・駐在所を拠点として、主に次のような仕事を行っています。

### ○ 警ら（パトロール）

管内状況の掌握、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導等に当たるものです。

### ○ 巡回連絡

受持区の家、事業者等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たるものです。

### ○ 立番、見張及び在所

交番・駐在所で警戒するとともに、各種届出の受理等に当たるものです。

○ 事件・事故等への対応

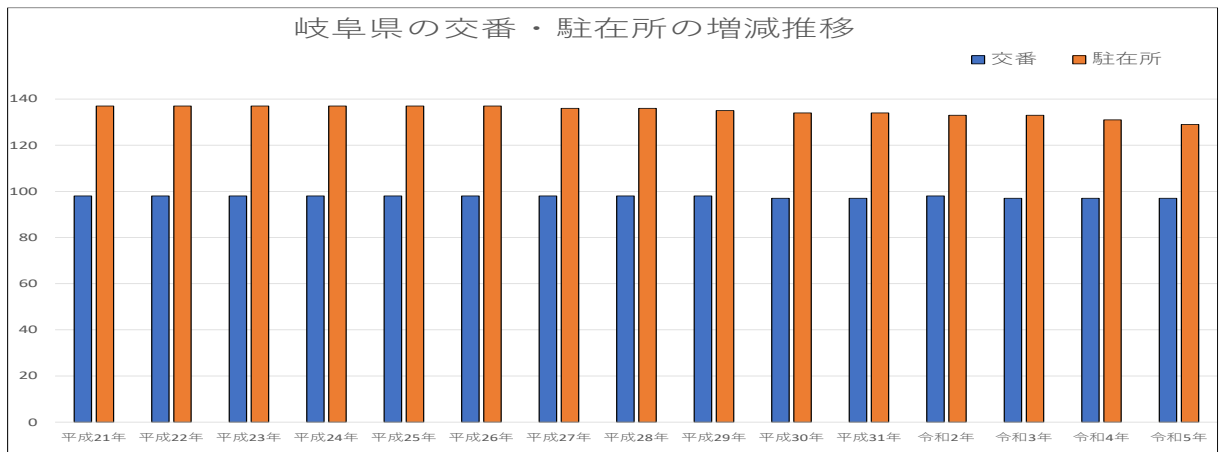
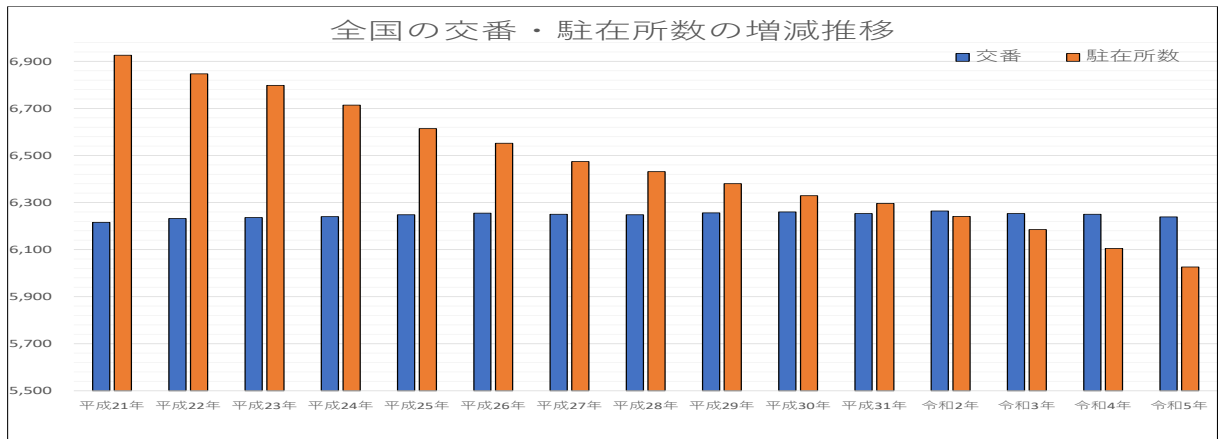
事件・事故等の発生時に現場に向かい、初動対応に当たるものです。

3 岐阜県内の交番・駐在所に係る課題

(1) 交番・駐在所数

令和5年4月1日現在、岐阜県内には、97の交番（うち11施設は、警察署内に所在する交番）と129の駐在所があります。全国及び岐阜県内の交番・駐在所数の推移は、下図のとおりですが、特に、全国の駐在所数の推移をみると、15年前に比較して13.0%減少している一方で、岐阜県においては、5.8%の減少にとどまっています。

【図】



(2) 駐在所の設置や運用の見直しの必要性

前記2(2)のとおり、駐在所は、原則として都市部以外に設置されており、地域警察官が駐在所の施設内に居住しながら、昼間帯を中心に勤務します。昔ながらの「駐在さん」の典型的なイメージは、家族と一緒に駐在所に住む警察官が、長い期間同

じ駐在所で、地域に溶け込みながら勤務するというものでした。しかし、県内をみると、近年の女性の就労率向上等により、家族と一緒に駐在所に居住することができず、駐在所に単身赴任している地域警察官が少なからず存在するなど、昔ながらのイメージどおりの駐在所は年々少なくなっています。

また、警察事象の発生状況をもみても、例えば、110番の受理件数について、昼間帯(午前6時から午後6時まで)と夜間(午後6時から午前6時まで)の時間帯の発生を比較した場合、夜間の時間帯の発生が約4割を占めるなど、夜間における体制確保がより重要となっており、駐在所の勤務時間と体制確保が必要な時間帯が異なっています。このように、駐在所の設置や運用に係る課題は年々大きくなっており、見直しの必要が認められます。

### (3) 県内の人口減少・高齢化への対応の必要性

岐阜県内の人口は、平成17(2005)年頃から減少を続けており、令和4(2022)年3月に岐阜県政策研究会人口動向研究部会が公表した「岐阜県の将来人口推計」(以下「人口推計」といいます。)によれば、約30年後の令和32(2050)年には、岐阜県人口が令和2(2020)年と比較して61万人減少するとされています。

また、平成30(2018)年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によれば、令和27(2045)年には、岐阜県の全ての市町村で人口が減少するとされています。このような中で、現在の交番・駐在所の施設数を維持し続けることは困難であり、警察車両等の機動力や先端技術等を活用しつつ、その施設数を見直す必要性が認められます。

さらに、交番・駐在所には、警察署が設置されていない自治体とのパイプ役としての役割も認められますが、交番・駐在所が複数配置されている自治体は数多くあり、これらの自治体の中には、既に過疎地域となっている地域や、今後、ますます人口減少が見込まれている地域もあります。

### (4) 施設の機能保全・再整備等の必要性

前記1に記載したとおり、今後、高度経済成長期に建設された多くの警察施設が再整備の時期を迎えますが、交番・駐在所が設置された時には想定されていなかった警察事象に対応するための資機材や交番用端末等の設置、女性警察官割合の増加に伴う女性専用の休憩室、トイレ等の整備等により、交番・駐在所が狭隘化<sup>あい</sup>しています。今後、県民の生命・財産を守る警察活動の根幹である交番・駐在所の機能を維持するためには、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を考慮しつつ適正な維持管理を行うとともに、管内情勢の変化を踏まえて、交番・駐在所の集約化・効率化を検討する必要があります。

## 4 岐阜県警察における交番・駐在所整備指針

前記の課題を踏まえ、今後、岐阜県警察における交番・駐在所については、以下のような具体的な取組を進めていきます。また、これらの具体的な取組を進めた結果と

して、令和5年4月1日現在、226施設ある交番・駐在所は、特に、駐在所の設置や運用を中心に見直すこととなり、令和15年度を目途に、施設数が170施設程度となることを見込まれます。

本指針は、基本方針のうち、交番・駐在所に関する個別指針として位置付けており、今後の治安情勢や人口動態等を勘案しながら、適宜見直しを行い、具体的に設置や運用を見直すべき交番・駐在所については、毎年度、最新の情勢を踏まえて決定することとします。

○ 警察官の職務執行体制の確保

都市部にある駐在所や夜間体制を強化すべき地域の駐在所を段階的に近隣の交番・駐在所に統合することなどにより、これらの地域において警察官が24時間対応できる体制を確保するほか、警察官を複数配置することなどを通じ、交番・駐在所が地域住民の安全・安心のよりどころとしての機能を果たすことができる勤務体制を確保します。

○ 交番・駐在所における機能の高度化

既に設置されている交番・駐在所については、適正な維持管理を行うとともに、維持する施設については、交番・駐在所に来訪された方や勤務員の安全確保や利便性の向上の観点から必要な改修を行い、交番・駐在所における機能の高度化を図ります。

また、老朽化により耐用年数に至った交番・駐在所については、上記の課題を踏まえ、その建て替えの必要性や、建て替え後における近隣の交番・駐在所を含めた運用の在り方について、厳格に見直すこととします。

○ 治安の維持・向上

交番・駐在所整備の見直しに当たっては、110番通報の受理時や、重要犯罪、突発事件・事故等に迅速に対応できるよう、事案発生時の一定のレスポンスタイムを確保できる交番・駐在所の設置を前提とするとともに、交番・駐在所の配置人員の見直し、体制強化、警察本部の勤務員によるパトロール、移動交番車の導入、交番・駐在所への緊急通報装置の導入等により、治安の維持・向上のための諸対策を講じていきます。

○ 県民の理解と協力の確保

交番・駐在所整備の見直しに当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、本指針について丁寧に説明し、理解と協力を求めています。

また、交番・駐在所が遠くなって不安に思う方の心配を解消するべく、近接した交番・駐在所の連携や交番とパトカーによる機動警らの連携の強化、移動交番の開設等により地域住民の安全と安心の確保を図っていきます。